

# 小樽港港湾計画書

— 改訂 —

( 原 案 )

令和3年 月

小樽港港湾管理者  
小樽市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 9年6月小樽市地方港湾審議会
- ・ 平成 9年7月港湾審議会第163回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成29年 2月小樽市地方港湾審議会

の議を経た小樽港の港湾計画を改訂するものである。

# 目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模及び配置	6
1	公共埠頭計画	6
2	フェリー埠頭計画	7
3	旅客船埠頭計画	8
4	水域施設計画	9
5	外郭施設計画	10
6	小型船だまり計画	11
7	マリーナ計画	13
8	臨港交通施設計画	14
IV	港湾の環境の整備及び保全	16
1	港湾環境整備施設計画	16

V	土地造成及び土地利用計画	17
1	土地造成計画	17
2	土地利用計画	18
VI	その他重要事項	19
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の 拠点として機能するために必要な施設	19
2	大規模地震対策施設計画	20
3	港湾施設の利用	21
4	その他の港湾の開発、利用及び保全に関する事項	21

## I 港湾計画の方針

小樽港は、北海道の積丹半島の東に位置する港湾であり、明治初頭に石炭の積出しや内陸部への物資供給の中継港として発展し、明治32年には外国貿易港として開港、昭和26年には重要港湾に指定、平成23年には日本海側拠点港（外航クルーズ）に選定されている。

昭和45年には日本海初の長距離フェリー航路が開設され、日本海側の主要都市を結び、産業・経済を物流面から支える拠点港として、また、近年では、クルーズ振興を核とした観光分野での経済成長にも重要な役割を果たしている。

本港は、背後圏に後志圏及び北海道の政治、経済、人口の集中している札幌市を中心とした地域を擁し、今後もフェリーを核とした物流機能の強化やクルーズ振興などによる賑わいの創出により、ひと・ものが世界と行き交う北海道日本海側の物流・交流拠点港として、さらに発展することが期待されているとともに、本港及び石狩湾新港がそれぞれの特性を活かしつつ連携し、北海道日本海側物流の効率化や災害時におけるリダンダンシー機能の確保が求められている。

具体的に、物流及び産業面では、日本海側の基幹航路としての国内の産業・経済を支えるフェリー拠点、北海道の食品産業・畜産を支える穀物原料輸入基地、北海道の産業・消費活動を支える対岸諸国との貿易拠点、地元漁船や管外船などの活動を支える水産活動基盤の機能強化が求められている。

観光及び交流面では、クルーズ人口拡大に貢献するクルーズ拠点、北海道のマリンレジャーを牽引するプレジャーボート拠点、海の魅力や歴史を生かした国際観光・交流拠点としての機能強化が求められている。

安全及び安心面では、災害から産業・暮らしを守る防災拠点、物流活動や交流活動を円滑で安全・安心に支える港湾空間の機能強化が求められている。

このような情勢に対処するため、令和10年代後半を目標年次として、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

## **(1) 物流・産業の基盤強化**

日本海側の基幹航路をはじめ対岸貿易における地理的優位性やこれまでの港湾機能集積を生かし、北海道の経済・産業を支える物流拠点としての発展を目指す。

### **①日本海側フェリー拠点の形成**

北海道と本州を結ぶ日本海側の基幹航路として、大規模災害時においても航路の持続性を確保し、太平洋側被災時のリダンダンシー機能を備え、国内の産業・経済を支える日本海側フェリー拠点としての機能強化を図る。

### **②北海道日本海側における穀物基地の形成**

国際バルク戦略港湾をはじめとする道内他港との機能分担を図りつつ、道央圏に位置する災害リスクの少ない日本海側の優位性を生かし、北海道の食品産業や畜産業を支える穀物供給拠点、また、大規模災害時の穀物備蓄基地としての機能強化を図る。

### **③多彩なネットワークで結ばれる対岸貿易拠点の形成**

既存定期航路の充実を図るとともに、新規航路や他の日本海側港湾の航路と連携したトランシップを活用した輸送ルート構築などにより、対岸諸国との貿易ネットワーク網を構築し、対岸貿易の拠点としての機能強化を図る。

### **④沖合・沿岸漁業を支える水産活動基盤の形成**

水産物の安定供給や「地魚や水産加工品」の付加価値向上などに貢献し、水産業の持続的な発展に寄与するため、地元漁船や管外船などの活動を支える水産支援機能の強化を図る。

## (2) 観光・交流の基盤強化

国内有数の観光都市であるポテンシャルやクルーズ船をはじめとする多様な船舶が寄港する海のゲートウェイを生かし、国際的な観光・交流拠点としての発展を目指す。

### ①北海道日本海側におけるクルーズ拠点の形成

背後圏の豊富な観光資源を生かした寄港地として、また、利便性が高い交通ネットワークを生かした定点クルーズ発着港やターンアラウンド港として、様々なクルーズを受入れる日本海側北部のクルーズ拠点としての機能強化を図る。

### ②北海道のマリンレジャー拠点の形成

小樽港周辺に広がるニセコ積丹小樽海岸国定公園の良好な景観や、遊漁を楽しむ豊かな環境、北海道の人口が集中している札幌市近郊との交通アクセスの利便性、港周辺の観光・商業施設との連携可能な立地特性を生かし、多様なニーズに対応するマリンレジャー拠点としての機能強化を図る。

### ③観光都市にふさわしい交流空間の形成

第3号ふ頭及び周辺地域とマリーナ周辺地域に賑わい空間の拠点を形成するとともに、小樽港周辺の観光拠点との回遊性を高め、滞在型観光の促進による地域の活性化や、海の魅力や歴史を生かした国際的なみなと観光拠点としての機能強化を図る。

## (3) 安全・安心の基盤強化

災害リスクが少ない日本海側に位置する天然の良港である優位性を生かし、道内外被災地への災害支援などの防災拠点としての機能を強化する。

### ①道央圏日本海側の防災拠点の形成

道内被災時における道内の住民生活や経済活動を継続的に確保・発揮するための物資の受入や、本州が被災した場合の被災地救援のための物資輸送など、緊急物資輸送拠点の形成を図るとともに、安全・安心に利用できる港湾機能の充実・強化を図る。

## ②円滑な港湾活動を支える港湾空間の形成

物流・産業活動や観光・交流活動などの港湾活動を支えるため、臨港交通機能の充実・強化を図る。

### (4) 港湾空間のゾーニング

多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- ①手宮地区厩町岸壁周辺、中央地区第2号ふ頭及び港町ふ頭周辺、勝納地区中央ふ頭及び勝納ふ頭周辺については、物流関連ゾーンとする。
- ②手宮地区手宮棧橋から北浜岸壁の背後及び色内ふ頭基部周辺については、生産ゾーンとする。
- ③手宮地区北荷棧橋背後及び第1期運河北側周辺、中央地区第1期運河南側周辺、勝納地区有幌地区周辺、若竹地区築港地区周辺については、都市機能ゾーンとする。
- ④手宮地区色内ふ頭周辺、若竹地区若竹ふ頭南側周辺は、港湾業務関連ゾーンとする。
- ⑤中央地区第3号ふ頭周辺、若竹地区小樽港マリーナ及び貯木場水面、築港臨海公園周辺については、交流拠点ゾーンとする。
- ⑥高島地区については、水産関連ゾーンとする。



## Ⅱ 港湾の能力

目標年次（令和10年代後半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿 (うちコンテナ)	60万トン (26万トン (2万 TEU))
	内 貿 (うちフェリー)	1,450万トン (1,390万トン)
	合 計	1,510万トン
船舶乗降旅客数等		50万人

### Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の多様な機能が調和し、質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

#### 1 公共埠頭計画

##### 1-1 中央地区

完成自動車、ゴム製品等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深9m 岸壁1バース 延長170m

[既定計画の変更計画] N I O 9

埠頭用地 1ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既定計画  
水深12m 岸壁1バース 延長240m  
埠頭用地 5ha

なお、これに伴い、次の既設の施設を廃止する。

既設  
水深9m 岸壁4バース 延長586m

## 2 フェリー埠頭計画

### 2-1 勝納地区

長距離フェリー輸送の需要に対処するため、フェリー埠頭を次のとおり計画する。

水深9m 岸壁1バース 延長290m

[既定計画の変更計画] KN05

埠頭用地 1ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深9m 岸壁1バース 延長280m

埠頭用地 1ha

### 3 旅客船埠頭計画

#### 3-1 中央地区

旅客船の大型化に対処するため、以下の施設について計画を変更する。

水深10m 岸壁1バース 延長400m

[既定計画の変更計画] SN16

既定計画

水深10m 岸壁1バース 延長361m

## 4 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

### 4-1 航路

本港地区-1 4 m航路 水深1 4 m 幅員2 3 0～3 1 0 m

[既定計画の変更計画]

既定計画  
本港地区  
水深1 4 m 幅員2 1 0～3 5 0 m

なお、これに伴い、島堤4 0 mを撤去する。

### 4-2 泊地

中央地区

水深1 0 m 面積3 h a [既設の変更計画]

水深 9 m [既定計画の変更計画]

既定計画  
水深1 2 m 面積4 h a

勝納地区

水深 9 m 面積1 h a [既定計画の変更計画]

既定計画  
水深 9 m 面積1 h a

## 5 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

### 5-1 防波堤

本港地区 北副防波堤 延長 1 1 0 m [既定計画の変更計画]

高島地区 島堤 延長 1 0 0 m [既定計画の変更計画]

既定計画

本港地区	北副防波堤	延長 1 0 0 m
高島地区	島堤	延長 1 3 0 m

次の既定計画を削除する。

既定計画

高島地区	北防波堤	延長 1 0 0 m
------	------	------------

## 6 小型船だまり計画

### 6-1 中央地区

観光船の利便性向上を図るため、以下の施設について計画を変更する。

物揚場 水深3m 延長50m [既定計画の変更計画]

小型栈橋 4基 [既定計画の変更計画]

[ 既定計画  
小型栈橋 1基 ]

### 6-2 手宮地区

遊漁船、観光船、作業船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

物揚場 水深3m 延長100m [新規計画]

小型栈橋 1基 [新規計画]

埠頭用地 1ha [新規計画]

### 6-3 若竹地区

プレジャーボート、練習船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

物揚場 水深2m 延長80m [新規計画]

小型栈橋 2基 [新規計画]

次の既定計画を削除する。

[ 既定計画  
岸壁 水深4.5m 延長140m  
埠頭用地 面積 1ha ]

なお、これに伴い、以下の施設を廃止する。

既設		
若竹地区		
物揚場	水深 2 m	延長 1 1 0 m
勝納地区		
物揚場	水深 2 m	延長 3 3 1 m
埠頭用地	面積	1 h a



## 7 マリーナ計画

### 7-1 若竹地区

海洋性レクリエーション需要に対応するため、マリーナを次のとおり計画する。

防波堤 延長 240 m [新規計画]

防波堤 延長 40 m [既設の変更計画]

物揚場 水深 3 m 延長 80 m [新規計画]

小型栈橋 2基 [新規計画]

なお、これに伴い、若竹地区分離堤 50 m、若竹地区防波堤（ロ） 50 m、若竹地区防波堤（イ） 180 mを撤去する。

次の既定計画を削除する。

既定計画

防波堤 延長 60 m

小型栈橋 7基

船揚場 延長 10 m

レクリエーション施設用地 1 h a

なお、これに伴い防波堤 70 mを撤去する

## 8 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

### 8-1 道路

臨港道路小樽港縦貫線

(区間1) 起点 一般国道5号

終点 若竹ふ頭 4車線 [既定計画の変更計画]

(区間3) 起点 臨港道路勝納ふ頭線

終点 臨港道路第3埠頭中央線 4車線 [既定計画]

既定計画

臨港道路小樽港縦貫線

(区間1) 起点 一般国道5号 終点 若竹ふ頭 4車線

臨港道路第3埠頭中央線

起点 第3号ふ頭

終点 臨港道路小樽港縦貫線 2車線 [既定計画の変更計画]

既定計画

臨港道路港町ふ頭北線

起点 第3号ふ頭 終点 臨港道路小樽港縦貫線 2車線

臨港道路第2埠頭中央線

起点 第2号ふ頭

終点 臨港道路小樽港縦貫線 2車線

[新規計画]

なお、これに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

臨港道路港町ふ頭中央線

起点 港町ふ頭 終点 臨港道路小樽港縦貫線 2車線

臨港道路港町埠頭堺町線

起点 臨港道路小樽港縦貫線

終点 道道17号小樽港線 2車線

[新規計画]

臨港道路中央埠頭入船線

起点 臨港道路小樽港縦貫線

終点 道道17号小樽港線 2車線

[新規計画]

マリーナ計画の変更に伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

臨港道路若竹ふ頭線

起点 若竹ふ頭 終点 臨港道路小樽港縦貫線 2車線

## IV 港湾の環境の整備及び保全

### 1 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

#### (1) 物資補給等のための施設

港の景観や水辺を生かしたにぎわいある交流空間を創出するため、緑地を次のとおり計画する。

中央地区

緑地 3 h a [既定計画の変更計画]

若竹地区

緑地 2 h a [既定計画の変更計画]

緑地 1 h a [既定計画の変更計画]

勝納地区

緑地 1 h a [新規計画]

既定計画	中央地区
	緑地 2 h a
	若竹地区
	緑地 2 h a
	緑地 1 h a

## V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

### 1 土地造成計画

単位：h a

	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	公共用地	海面処分用地	合計
中央地区	(1) 1	(3) 3							(4) 4
手宮地区	(1) 1								(1) 1
勝納地区	(1) 1								(1) 1
若竹地区						(1) 1			(1) 1
合計	(2) 2	(3) 3				(1) 1			(6) 6

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## 2 土地利用計画

単位：h a

	ふ頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	レクリエ ーション 施設	合計
中央	18 (1)	21 (3)	-	-	3 (1)	-	2	-	44 (4)
手宮	4 (1)	21	8	-	2	-	1	-	36 (1)
勝納	21 (1)	38	6	-	3	-	2	-	70 (1)
若竹	1	4	-	-	14	-	3 (1)	19	41 (1)
高島	5	4	1	-	-	-	-	-	10
合計	49 (2)	87 (3)	15	-	23	-	8 (1)	19	200 (6)

注1) ( )は、土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## VI その他重要事項

### 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既に計画されている施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

#### 本港地区

北副防波堤 延長 1 1 0 m [既定計画の変更計画]

#### 高島地区

島堤 延長 1 0 0 m [既定計画の変更計画]

#### 中央地区

岸壁 1 バース 水深 9 m 延長 1 7 0 m  
[既定計画の変更計画] N I 0 9

臨港道路第 2 埠頭中央線 [新規計画]

起点 第 2 号ふ頭 終点 臨港道路小樽港縦貫線 2 車線

#### 勝納地区

泊地 水深 9 m 面積 1 h a [既定計画の変更計画]

岸壁 1 バース 水深 9 m 延長 2 9 0 m  
[既定計画の変更計画] K N 0 5

#### 臨港道路小樽港縦貫線

(区間 1) 起点 一般国道 5 号  
終点 若竹ふ頭 4 車線 [既定計画の変更計画]

(区間 3) 起点 臨港道路勝納ふ頭線  
終点 臨港道路第 3 埠頭中央線 4 車線 [既定計画]

## 2 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送等に供するとともに、必要な国内海上幹線物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

### 勝納地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 2 9 0 m

[既定計画の変更計画] KN05

### 道路

臨港道路小樽港縦貫線 [既設]

起点 勝納ふ頭

終点 臨港道路勝納築港線 4 車線

臨港道路勝納築港線 [既設]

起点 臨港道路小樽港縦貫線

終点 道道 1 7 号小樽港線 4 ～ 6 車線



### 3 港湾施設の利用

#### (1) 物資補給等のための施設

避難船、作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

勝納地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m (物資補給岸壁)

[既設] CU01

手宮地区

水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 123 m (物資補給岸壁)

[既設] TS00

### 4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

#### (1) 放置等禁止区域の指定

小樽港において、港湾区域を安全かつ円滑に利用することができるよう、以下の通り、放置等禁止区域が定められている。

- ・放置等禁止区域の範囲

港湾区域並びに臨港地区及び施設認定区域